

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
100	予防接種事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幸田町は、予防接種事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

幸田町長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づく予防接種及び予防接種法の趣旨にのっとり町が独自に行う予防接種を実施し、また、予防接種に係る給付等の事務を行うものである。 特定個人情報ファイルは予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求手続き、実費徴収、予防接種に関連する記録の作成事務に使用する。 ワクチン接種記録システム(VRS)へ新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施後に接種記録等を登録し、管理し、他市区町村へ接種記録の照会又は提供を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 第9条第2項 別表第1の10の項、93の2の項 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	〔 実施する 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 第19条第9号 別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 主務省令第12条の3、第13条 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2の16の2の項、16の3の項、115の2の項 主務省令第12条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幸田町健康福祉部健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病にかかる予防接種	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種及び予防接種法の趣旨にのっとり町が独自に行う予防接種	事後	町条例制定による提出
平成28年12月16日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10の項	番号法第9条第1項 別表第1の10の項、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の15の項	事後	町条例制定による提出
平成28年12月16日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法19条第7号 別表第2の17、19項 主務省令第13条	番号法第19条第7号 別表第2の17の項、18の項、19の項 主務省令第13条 番号法第9条第2項 別表第1の10の項 別表第2の18の項 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の15の項 別表第2の15の項、16の項	事後	事後による見直し
平成28年12月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(評価対象の事務の対象人数は何らか)	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成28年12月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成27年2月27日時点	平成28年11月24日時点	事後	
平成28年12月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年11月28日時点	平成28年12月16日時点	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の17の項、18の項、19の項 主務省令第13条 番号法第9条第2項 別表第1の10の項 別表第2の18の項 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の15の項 別表第2の15の項、16の項	番号法第19条第7号 第19条第8号 別表第2の17の項、18の項、19の項 主務省令第13条 番号法第9条第2項 別表第1の10の項 別表第2の18の項 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の15の項 別表第2の15の項、16の項	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 荻田芳秀	課長 夏目守雄	事後	
平成30年3月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成28年11月24日時点	2017/9/4	事後	
平成30年3月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成28年12月16日時点	2017/10/31	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10の項、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の15の項	番号法第9条第1項 第9条第2項 別表第1の10の項、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の15の項	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 第19条第8号 別表第2の17の項、18の項、19の項 主務省令第13条 番号法第9条第2項 別表第1の10の項 別表第2の18の項 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の15の項 別表第2の15の項、16の項	番号法第19条第7号 第19条第8号 別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項 主務省令第13条 番号法第9条第2項 別表第1の10の項 別表第2の18の項 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の15の項 別表第2の15の項、16の項	事後	
平成31年3月29日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成29年9月4日時点	平成30年11月9日時点	事後	
平成31年3月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成29年10月31日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策		IV リスク対策の記載追加	事後	指針の改正によるIV リスク対策の記載追加
令和2年3月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 夏目守雄	課長 金澤一徳	事後	
令和2年3月2日	II しいき値判断項目 I 対象者数(いつの時点の計算か)	平成30年11月9日時点	令和元年12月6日時点	事後	
令和2年3月2日	II しいき値判断項目 2 取扱者数(いつの時点の計算か)	平成30年10月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	
令和2年12月25日	II しいき値判断項目 1 対象人数(いつの時点の計算か)	令和元年12月6日時点	令和2年7月10日時点	事後	
令和2年12月25日	II しいき値判断項目 2 取扱者数(いつの時点の計算か)	令和元年10月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 第9条第2項 別表第1の10の項、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の15の項	番号法第9条第1項 第9条第2項 別表第1の10の項、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の14の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月25日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 第19条第8号 別表第2の17の項、18の項、19の項 主務省令第13条 番号法第9条第2項 別表第1の10の項 別表第2の18の項 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の15の項 別表第2の15の項、16の項	番号法第19条第7号 第19条第8号 別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項 主務省令第13条 番号法第9条第2項 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の15の項 別表第2の15の項、16の項	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 金澤一徳	課長	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 第19条第8号 別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項 主務省令第13条 番号法第9条第2項 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の15の項 別表第2の15の項、16の項	番号法第19条第7号 第19条第8号 別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 主務省令第13条、第59条の2 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の15の項 別表第2の15の項、16の項	事後	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和2年12月25日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 第9条第2項 別表第1の10の項、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の14の項	番号法第9条第1項 第9条第2項 別表第1の10の項、93の2の項、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の14の項	事後	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和2年12月25日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種及び予防接種法の趣旨にのっとり町が独自に行う予防接種	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づく予防接種及び予防接種法の趣旨にのっとり町が独自に行う予防接種を実施し、また、予防接種に係る給付等の事務を行うものである。 特定個人情報ファイルは予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求手続き、実費徴収、予防接種に関連する記録の作成事務に使用する。	事後	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和3年1月29日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 第19条第8号 別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 主務省令第13条、第59条の2 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の15の項 別表第2の15の項、16の項	番号法第19条第7号 第19条第8号 別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 主務省令第13条、第59条の2	事後	
令和3年7月6日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 第19条第8号 別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 主務省令第13条、第59条の2	(情報照会) 番号法第19条第7号 第19条第8号 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 主務省令第12条の3、第13条 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2の115の2 主務省令第12条の2、第59条の2	事後	新型インフルエンザの予防接種に係る事務等の保護評価書への別表第1項番93の2等の記載について修正依頼があったため。
令和4年2月28日	II しいき値判断項目 1 対象人数(いつの時点の計算か)	令和2年7月10日時点	2022/1/18	事後	
令和4年2月28日	II しいき値判断項目 2 取扱者数(いつの時点の計算か)	令和2年7月1日時点	2021/10/1	事後	
令和4年2月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づく予防接種及び予防接種法の趣旨にのっとり町が独自に行う予防接種を実施し、また、予防接種に係る給付等の事務を行うものである。 特定個人情報ファイルは予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求手続き、実費徴収、予防接種に関連する記録の作成事務に使用する。	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づく予防接種及び予防接種法の趣旨にのっとり町が独自に行う予防接種を実施し、また、予防接種に係る給付等の事務を行うものである。 特定個人情報ファイルは予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求手続き、実費徴収、予防接種に関連する記録の作成事務に使用する。 ワクチン接種記録システム(VRS)へ新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施後に接種記録等を登録し、管理し、他市区町村へ接種記録の照会又は提供を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年2月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年2月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 第9条第2項 別表第1の10の項、93の2の項、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の14の項	番号法第9条第1項 第9条第2項 別表第1の10の項、93の2の項、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の14の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7号 第19条第8号 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 主務省令第12条の3、第13条 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2の115の2 主務省令第12条の2、第59条の2	(情報照会) 番号法第19条第8号 第19条第9号 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 主務省令第12条の3、第13条 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2の115の2 主務省令第12条の2、第59条の2	事前	番号法改正のため。
令和5年2月28日	IIしきい値判断項目 1対象人数(いつの時点の計算か)	2022/1/18	2023/2/8	事後	
令和5年2月28日	IIしきい値判断項目 2取扱者数(いつの時点の計算か)	2021/10/1	2022/10/1	事後	
令和5年2月28日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 第19条第9号 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 主務省令第12条の3、第13条 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2の115の2 主務省令第12条の2、第59条の2	(情報照会) 番号法第19条第8号 第19条第9号 別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 主務省令第12条の3、第13条 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2の16の2の項、16の3の項、115の2の項 主務省令第12条の2	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付のため。
令和6年2月29日	IIしきい値判断項目 1対象人数(いつの時点の計算か)	2023/2/8	2024/1/10	事後	
令和6年2月29日	IIしきい値判断項目 2取扱者数(いつの時点の計算か)	2022/10/1	2024/1/1	事後	
令和6年2月29日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	
令和6年2月29日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課DX推進グループ	事後	